

事業所承認規則

事業所承認規則

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 84 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.(9)を次のように改める。

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

((1)から(8)は省略)

(9) 救命艇，救助艇，進水装置，及び負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所

((10)から(15)は省略)

10 章の表題を次のように改める。

10 章 救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置，及び離脱装置及び自動離脱フックの整備保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理事業所

10.1 一般

10.1.1 を次のように改める。

10.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる救命設備の整備及び保守，詳細点検，作動試験，開放及び修理を行う事業所に対して適用する。

(1) 救命艇（自由降下進水式救命艇を含む。）

~~(2) 救助艇~~

~~(3) 高速救助艇~~

~~(4)~~ 救命艇，救助艇，高速救助艇及びダビット進水式の救命いかだ用の進水装置（自由降下進水式救命艇用の進水装置の 1 次及び 2 次手段を含む。）並びに負荷及び無負

- ~~荷離脱装置（自由降下進水式救命艇の1次及び2次進水装置を含む。）~~
~~(5) 救命艇、救助艇及び高速救助艇用の離脱装置~~
~~(6) 自動離脱フック~~

10.1.2 を次のように改める。

10.1.2 承認

-1. 本章の手順は、製造者が認可された事業所として整備~~10.1.1~~に掲げる業務を行う場合にも同様に適用する。

-2. SOLAS 条約第 III 章第 20 規則（改正を含む。）に従い実施する救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~及び離脱装置及び自動離脱フックの~~保守、詳細検査点検、作動試験、修理及び開放に従事する事業所は、MSC.402(96)（改正を含む。）に従いサービスを提供する装置の型式及び種類ごとに操作に関する資格を有しており、~~MSC.402(96)（改正を含む。）に従い作成された訓練及び認可に関する確立されたシステムに従って認可されている又は承認されていることを証明できる文書（装置の製造者により発行されるものとする。）を提供しなければならない。~~10.1.1 に掲げる業務を行うための承認を得なければならない。
当該承認にあっては、少なくとも次の(1)及び(2)によらなければならない。

(1) 本会が適当と認める国家規格、国際規格、業界基準又は製造者の定める認定するためのプログラムに従って認定を受けた人員を雇用し、関連書類を管理すること。いずれの場合にも、人員を認定するためのプログラムは、サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに、10.3.1 の規定に基づくものとしなければならない。

(2) 10.2.3, 10.5.1 及び 10.6.1 の規定に適合しなければならない。

-3. 関連する装置の製造者が廃業している場合又は技術サポートの提供を終了している場合には、事業所は、該当装置に関する事前の認可承認及び／又は長期の経験及び証明された専門知識に基づき、認可承認された事業所として認可承認を得ることができる。

10.2 品質システム

10.2.1 作業手順書

(1)を次のように改める。

事業所は、1.2.4 に定める作業手順書に、少なくとも次の事項を記載し、文書として所持しなければならない。

- (1) 救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~及び離脱装置及び自動離脱フックの~~整備の準備及び実施
- (2) 整備中に発見された欠陥の状態の記録
- (3) 整備結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録書及び宣言書の発行

10.2.2 を次のように改める。

10.2.2 教育・訓練手順書

1.2.2-3.に定める教育・訓練手順書には、10.3.1-~~32.~~(1)(a)から~~(fg)~~並びに 10.2.3(1)から(4)に掲げる事項についての知識を修得するための手順を含めなければならない。また、関連する図書及び資料の最新版を備え付けなければならない。

10.2.3 を次のように改める。

10.2.3 事業所が参照すべき文書

事業所は、次の(1)から(4)に掲げる文書を参照できるように所持しなければならない。

- (1) MSC.402(96) (改正を含む。)
- (2) A.689(17) (改正を含む。) 及び 1999 年 7 月 1 日以降に搭載された救命設備に対しては MSC.81(70) (改正を含む。)
- (3) 離脱装置及びダビットウインチの分解又は調整を含むサービス及び修理のための装置の仕様書及び証明説明書(当該装置の製造者が発行するしたものとする。また、更新、改正及び安全に関する通知を含む。)
- (4) 救命艇、~~救助艇、高速救助艇、~~進水装置、~~及び離脱装置及び自動離脱フックの~~保守及び／又は整備に適するすべての条件を確認できる型式証明書

10.3 技術者及び監督者

10.3.1 を次のように改める。

10.3.1 資格等

~~1. 資格~~

~~事業所は、サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに、その操作について装置の製造者から認可を得るために、訓練を受け、資格を得なければならない。当該訓練及び資格については、少なくとも次の 2. から 5. による。~~

~~21. 人員の証明認定~~

~~(1) 10.1.1 に掲げる業務に従事する人員は、業務に従事する装置の型式及び種類ごとに製造者又は認可された事業所によって認定を受けなければならない。承認された事業所は自身の（すなわち、同じ事業所によって雇用された）従業員のみを認定することができる。~~

~~(2) 人員は、本会が適当と認める国家規格、国際規格、業界基準又は製造者の定める認定するためのプログラムに従って、従事するサービスについて文書により認定を受けなければならない。いずれの場合にも、人員を認定するためのプログラムは、サービスを提供する装置の型式及び種類ごとに、本 10 章の規定に基づくものとしなければならない。~~

~~32. 人員の教育及び訓練~~

- (1) ~~人員に~~初回の証明人員認定書を発行するための教育及び訓練は、少なくとも次の(a)から~~(fg)~~に掲げる項目について文書化したものを使用して実施しなければならない。
 - (a) 救命艇及び救助艇の事故の原因

- (b) 国際条約を含む関連規則及び規制（各国政府の特別要件，救命艇，救助艇，高速救助艇，進水装置，~~及び離脱装置及び自動離脱フック~~の整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示を含む。）
 - (c) 救命艇（自由降下進水式救命艇を含む。），救助艇，高速救助艇，進水装置，~~及び負荷離脱装置及び自動離脱フック~~の設計及び構造
 - (d) MSC.402(96)（改正を含む。）の第 6 項に定められ，認定が求められる教育及び実施訓練
 - (e) 救命艇（自由降下進水式救命艇を含む。），救助艇，高速救助艇，進水装置，~~及び負荷離脱装置及び自動離脱フック~~の詳細検査点検，作動試験，修理及び開放のための詳細な手順
 - (f) MSC.402(96)（改正を含む。）の第 5.3 項に基づく宣言書及び整備の報告書の発行手順
 - (g) 船上で作業を行う際の労働安全衛生に関する事項
- (2) 人員の教育及び訓練には，認定を受ける人員が使用する装置を用いた詳細検査点検，作動試験，~~整備~~保守，修理及び開放の方法に関する実用的かつ技術的な訓練を含める必要がある。技術訓練には，開放，再組み立て，正しい操作及び装置の調整の方法を習得するための訓練を含める必要がある。座学訓練を行う場合，認定を受けている者の監督の下，認定が求められる操作に関する実地経験を得るための補習を含める必要がある。
- ~~43. 初回の証明書及び証明書の更新人員認定書の発行~~
~~事業所は，初回の証明書の発行及び証明書の更新の際に，人員が認定を受けるために，装置を使用した訓練において人員が十分な能力を有することが評価されたことを確認するための文書を本会に提出しなければならない。~~
- (1) 人員認定書の発行の前に，人員が十分な能力を有しているかどうかの評価（以下，本章において，「能力評価」という。）が，認定対象の機器を使用して行われなければならない。
 - (2) 訓練及び能力評価が完了する際に発行される人員認定書には，資格のレベル及び認定の範囲が定義されなければならない（すなわち，機器の型式及び種類並びに業務の内容（年次詳細点検及び作動試験，5 年毎の詳細点検，開放及び過負荷作動試験並びに修理）が認定書に記載されなければならない。）。有効期限は発行日から 3 年とし，認定書に明記されなければならない。当該認定書は業務に不備がある場合には効力を失う。効力を再び取り戻すためには，追加の能力評価が行われなければならない。
- ~~54. 更新のための訓練能力評価~~
~~事業所は，証明人員認定書を更新する際に，人員に対して復習のための訓練能力評価を行わなければならない。再訓練が必要と判断される場合には，訓練の完了後に追加の能力評価が行わなければならない。~~

10.4 模擬試験

10.4.1 模擬試験

-1.を次のように改める。

-1. 本会検査員立会のもとで、実船において救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~及び／又は離脱装置及び／又は自動離脱フック~~に関する整備作業の模擬試験を行い、提出資料に記載された整備作業を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。ただし、模擬試験を実施することが困難な救命艇、救助艇、高速救助艇、進水装置、~~及び／又は離脱装置及び／又は自動離脱フック~~については、整備記録書の提出をもって当該試験に代えることができる。

-2. 既に主管庁又は他の船級協会の承認を受けている事業所にあつては、模擬試験の一部又は全部を省略することがある。

10.5 整備に使用する装置及び設備

10.5.1 を次のように改める。

10.5.1 整備に使用する装置及び設備

救命設備の整備のため、事業所は、次の(1)から(3)に掲げる装置及び設備を利用できるように所持しなければならない。

- (1) 十分な工具及び製造者の指示による説明書に規定される特別な工具（船上において作業を行うために必要となる持運び式の工具を含む。）
- (2) 整備及び修理のための適切な予備品及び附属品
- ~~(3) ダビットウインチ及び離脱装置の分解又は調整を伴う修理作業に関する製造者の指示書~~
- (3) 負荷離脱装置の分解又は調整を伴う整備及び修理のための純正交換部品（当該装置の製造者が指定又は提供するものとする）

10.6 報告

10.6.1 を次のように改める。

10.6.1 報告

報告書は、MSC.402(96)（改正を含む。）の第5.43項の要件に従ったものとしなければならない。詳細検査点検、作動試験、開放及び修理が完了した場合、当該作業を実施した製造者又は認可された事業所は、救命艇の装置が目的に適合していることを確認した旨の宣言書を速やかに発行するものとする。当該宣言書には、人員の認定及び事業所の認可に関する有効な文書の写しを含めなければならない。

附 則

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、事業所から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に申込みのあった事業所の承認に適用することができる。